三　真珠母貝養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
四　ほたて貝等養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台以上二百二十九台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台以上のもの	百分の六十	八分の一	
五　特定かき養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上八十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が八十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
六　くるまえび養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が十六面未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が十六面以上三十二面未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が三十二面以上のもの	百分の六十	八分の一	
七　うに養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	

八　ほや養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台以上二百五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
九　かき養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上八十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が八十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
十　一年貝真珠養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
十一　二年貝真珠養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	